

「コネクティッドカー走行特性診断サービス」利用規約

「コネクティッドカー走行特性診断サービス」利用規約において、使用される用語に関する説明は次のとおりです。

(五十音順)

用語	説明
契約自動車	保険証券記載の自動車で、走行情報等を送信することができる車載機が搭載されている、当社が指定する自動車をいいます。
サービス利用情報	コネクティッドカーから自動車製造業者等を経由して損保ジャパンが取得するログ情報、自動車の運転情報（走行距離、時間、位置情報、加速度センサーによる計測値および走行特性診断結果）、端末の映像等の利用によって得られた診断結果等をいいます。
知的財産権	特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権等の、法令により定められた権利または法律上保護される利益にかかる権利をいいます。
提携先企業等	損保ジャパンからの委託または業務提携により「走行特性診断サービス」の提供に関わる企業、団体、その再委託先等および損保ジャパンと損害保険代理店委託契約を締結している代理店をいいます。
「走行特性診断サービス」	第3条（「走行特性診断サービス」の内容）に定めるサービスをいいます。
反社会的勢力	暴力団、暴力団員※、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。 ※暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

第1条（規約の目的等）

- 本規約は、損保ジャパンの自動車保険契約に対して提供する「走行特性診断サービス」の事項を定めたものです。
- 保険契約者が、本規約に同意した上で「保険料算出に関する特約（運転特性反映型）」を付帯した場合は、損保ジャパンは、次条に定める利用対象者に対し「走行特性診断サービス」を提供するものとします。

（注）「走行特性診断サービス」の内容は、予告なく中止、変更となる場合があります。

第2条（利用対象者の定義）

- 本規約において、利用対象者とは、保険契約者および契約自動車を使用する者とします。
- (1)の規定にかかわらず、利用対象者が次のいずれかに該当する場合は、利用対象者を含みません。
 - 反社会的勢力に該当すると認められること。
 - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- 「走行特性診断サービス」提供後、利用者が「走行特性診断サービス」の利用対象者ではないことが判明した場合は、「走行特性診断サービス」の適用に要した費用は、すべて利用者の負担とします。

第3条（「走行特性診断サービス」の内容）

本規約により、走行特性診断・運転履歴の閲覧等、保険契約者専用サイトの利用サービスを提供します。

第4条（「走行特性診断サービス」を利用できない場合）

- 契約自動車が日本国外で使用されている場合は、「走行特性診断サービス」は利用できません。
- 次のいずれかに該当する場合は、利用対象者は、前条(1)の内容の一部または全部を利用できないことがあります。
 - 「走行特性診断サービス」を提供するシステムの保守・工事、障害修理等を実施する場合
 - 「走行特性診断サービス」を提供するシステムが火災、停電、損壊、故障等により正常に動作しなくなった場合
 - 通信ネットワークに、重大なセキュリティ上の危険が発見または予見された場合
 - コネクティッドカーがインターネットに接続されている第三者に向け、不正なアクセス行為の発信元となる可能性がある場合
 - コネクティッドカーの使用環境その他事情により、コネクティッドカーの通信機能を発揮できなくなった場合
 - 天災、戦争等に起因して損保ジャパンが制御できない障害が発生した場合
 - ①から⑥までの他、損保ジャパンが通信ネットワークの機能を停止した方が望ましいと判断した場合

第5条（利用対象者の義務）

- 利用対象者は、「走行特性診断サービス」を利用する場合は、次の義務を負うものとします。
 - 通信状況等を善良な管理者の注意義務をもって管理すること。
 - インターネット上のWEBサービスを利用するために必要なインターネット通信料等について負担すること。
 - 「走行特性診断サービス」で利用するIDおよびパスワードの使用および管理について責任を負うこと。
 - 「走行特性診断サービス」を利用するために必要な車両、ハードウェア、ソフトウェア等を自らの責任と負担において準備し、「走行特性診断サービス」の利用環境を維持すること。
 - 「走行特性診断サービス」に関する個人情報、サービス利用情報を保護するために、必要かつ適切な情報セキュリティ策を講じること。
 - サービス利用情報の保存、管理、バックアップ等について責任を負うこと。
- 利用対象者は、「走行特性診断サービス」を利用する場合は、次の行為を行ってはなりません。
 - 「走行特性診断サービス」を通じて知り得た個人情報またはサービス利用情報を第三者に開示する行為（注）
 - 虚偽の人物を名乗り、「走行特性診断サービス」を利用する行為
 - 「走行特性診断サービス」に必要となる情報またはその他の個人情報について虚偽の登録をする行為
 - 詐欺的行為その他の犯罪行為
 - 詐欺的行為その他の犯罪行為に加担し、またはこれに結びつく行為
 - 損保ジャパンまたは第三者の知的財産権を侵害する行為
 - 有害なコンピュータプログラム等をアップロード、送信または書き込む行為
 - 「走行特性診断サービス」の運営を妨げ、損保ジャパンの信頼を損なう行為
 - 「走行特性診断サービス」を利用する権利を第三者に譲渡、販売、移転または担保に供する行為
 - ①から⑨までの他、「走行特性診断サービス」の利用目的に照らして損保ジャパンが不適切と判断する行為
- 利用対象者が(1)の義務に違反し損害が生じた場合は、損保ジャパンおよび提携先企業等は一切その責めを負わないものとします。
- 利用対象者が(2)の禁止行為に違反した場合であって、損保ジャパン、提携先企業等または第三者に損害が生じたときは、利用対象者はこれを賠償するものとします。

(注)「走行特性診断サービス」提供期間中であるかは問いません。

第6条(「走行特性診断サービス」提供時の責任)

- (1) 損保ジャパンおよび提携先企業等は、次のいずれかに該当する事由によって利用対象者に損害が生じた場合は、一切その責めを負わないものとします。
- ① 次のいずれかに該当する事由によって、「走行特性診断サービス」の提供が遅延または不能となること。
 - ア. 通信機器または通信回線の故障もしくはその他通信手段の障害
 - イ. プロバイダ、OS、閲覧ソフト等の障害
 - ウ. 契約自動車または機器の不具合等
 - エ. アからウまでのほか、損保ジャパンおよび提携先企業等の故意または重大な過失によらない事由
 - ② 公衆電話回線、専用電話回線等の通信経路において盗聴またはこれに類する行為が為されたことにより、利用対象者のID、パスワード、または取引情報等が漏洩すること。
 - ③ 利用対象者が、「走行特性診断サービス」を通じて提供された情報を第三者に提供または開示すること。
 - ④ サービス利用情報の消去、削除等
- (2) 損保ジャパンは、コネクティッドカー等の利用を通じて利用対象者が得る全ての情報について、その完全性、信頼性、安全性、有効性および正確性を保証するものではありません。

第7条(「走行特性診断サービス」の対象期間、中止または変更)

- (1) 「走行特性診断サービス」の対象期間は、「保険料算出に関する特約(運転特性反映型)」が付帯されている期間とします。
- (2) 損保ジャパンは、契約自動車の自動車保険契約または当該保険契約に付帯された「保険料算出に関する特約(運転特性反映型)」が解約もしくは解除された場合または当該保険契約が無効となった場合は、その日以降は「走行特性診断サービス」を提供しません。

第8条(個人情報の取扱い)

- (1) 利用対象者は、保険証券の記載事項および「走行特性診断サービス」の提供に必要とされる情報が、損保ジャパンおよび提携先企業等に登録されることに同意するものとします。
- (2) 損保ジャパンおよび提携先企業等が取得した個人情報は、損保ジャパンの業務遂行上必要な範囲内で利用することがあります。
- (3) 損保ジャパンおよび提携先企業等は、保険証券の記載事項および「走行特性診断サービス」の提供に必要とされる情報を、提携先企業等間で共同で利用できるものとします。

第9条(サービス利用情報の取得)

- (1) 損保ジャパンは、「走行特性診断サービス」の提供を通じて利用対象者のサービス利用情報を取得します。
- (2) 損保ジャパンは、第7条(「走行特性診断サービス」の対象期間、中止または変更)に規定する対象期間後も(1)の情報を利用できるものとします。また、当該情報に著作権(注)や所有権が認められる場合には、全て損保ジャパンに帰属するものとし、利用対象者は損保ジャパンおよびいかなる第三者に対しても、著作者人格権を行使しないものとします。
- (3) 損保ジャパンは、(1)の情報を次のいずれかの目的で使用します。
- ① 第3条(「走行特性診断サービス」の内容)(1)に定める機能に関する内容の履行
 - ② 「走行特性診断サービス」の改良または新機能の追加
 - ③ 新規サービス・新商品の開発および研究
 - ④ 市場動向の把握および分析
 - ⑤ 自動車運転の特性に関する研究または分析
 - ⑥ ①から⑤までの他、損保ジャパンのサービス品質の向上に資する研究等
- (4) 損保ジャパンは(3)の目的のため、(1)の情報を、損保ジャパンおよび提携先企業等との間で共同で利用できるものとします。
- (5) 損保ジャパンは、(1)の情報を、保険契約者専用サイトやメール配信サービスを通じて、利用対象者に提供します。また、個人または法人を特定できない方法で、第三者へ提供することがあります。
- (6) 損保ジャパンは、(1)の情報を、警察や裁判所等の公的機関からの要請に応じて、開示または提供することがあります。

(注)著作権法第27条および第28条に規定された権利を含みます。

第10条(Cookieの利用)

- (1) 損保ジャパンは、Cookieを利用することによって、より便利なサービスの実現を図る場合があります。
- (2) 利用対象者が使用するブラウザの設定変更を行うことによって、Cookieの機能を無効にすることができます。この場合は、一部のサービスを快適に利用できないことがあります
- (注) Cookieは、利用対象者がWEBサイトを再訪された際、より便利に「走行特性診断サービス」を利用するためのものです。

第11条(Google Analyticsの利用)

損保ジャパンは、「走行特性診断サービス」の利用状況を把握するため、グーグル社の提供するGoogle Analyticsを利用してアクセス情報を収集します。このため、損保ジャパンはGoogle Analyticsから提供されるCookieを使用しますが、損保ジャパンはGoogle Analyticsによって個人を特定できる情報は取得しません。Google Analyticsの利用により収集された情報は、グーグル社のプライバシーポリシーに基づいて管理されます。Google Analyticsの利用規約とプライバシーポリシーについては、同社のホームページをご確認ください。なお、損保ジャパンは、Google Analyticsの利用によって発生した損害については、その責を負わないものとします。

第12条(権利帰属)

- (1) 「走行特性診断サービス」に関する知的財産権は、全て損保ジャパンまたは提携先企業等を含む適法な権利者に帰属します。
- (2) 本規約に基づく利用の許可は、利用対象者が「走行特性診断サービス」を利用することを許可するものであり、損保ジャパンまたは提携先企業等有する知的財産権の利用を許可するものではありません。

第13条(訴訟の提起および準拠法)

- (1) 本規約に関して紛議が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。
- (2) 本規約に規定のない事項については、日本国の法令によります。

(改訂履歴)

2021年7月30日 制定